

Ⅲ. 保育サービス・マネジメントの先行研究に関する課題

1. 問題の所在

日本は長期的な出生率低下のため、少子高齢化が急速に進行している。2050年には、生産年齢人口が日本の人口の約2人に1人の水準にまで低下する見込みとされており、国力維持のためにも早急な少子化対策が必要であるとしている。1997年に児童福祉法が50年ぶりに改正され、そして、保育所にかかわる主な改正は2001年、2003年と継続的に実施されている。村田・小堀(2010)は、1997年の改正の保育施策にかかわるポイントとして、同法の「保育所の入所の措置」の文言が「保育の実施」に変更されたことを挙げ、「行政解釈では措置制度から契約制度への転換が図られた」としている。さらに保育料に関しては、従来は保護者の負担能力に応じ、所得税にもとにした応能負担であったが、子どもの年齢等に応じた応益負担の保険料方式をとることになった。2001年の改正では、主に認可外保育所に対する監督強化と認可外保育施設を含めた保育の質の向上を目指すために、保育士を国家資格とし保育士の名称独占化を内容としたものであった。2003年の改正では、地域における子育て支援の強化を図ることを目的とした改正内容であり、具体的には、地域子育て支援センターの整備、一時保育の実施などを整備するものであった。

また、2000年には、自治体と社会福祉法人に限定されていた設置主体制限が撤廃され株式会社などの企業参入が解禁され、2001年には、公立保育所の運営委託に係る運営主体の制限も撤廃され、公立保育所の民営化が推進されようとしている。日本政策投資銀行(2011)によると、保育市場については、2000年に認可保育所への株式会社の参入が解禁され、様々な民間企業が子育て支援サービスに参入しているとしている。さらに、「保育施設等の運営を本業とする企業に加えて、子ども向け用品の販売企業や塾・通信教育等教育サービス提供企業等、これまで子ども関連サービスに携わってきた企業」が保育施設運営等に参画してきている様子が窺える。そのほか、電鉄各社、引っ越し業、製造業従来には見られなかった様々な業種が保育事業に参画してきている。しかしながら、待機児童は2008年以降増加しているとされ、需要に対して保育施設等の供給が追いつかない現状がある。背景としては、待機児童が多く偏在している都市部において、用地確保が困難なこと等の問題が挙げられる。また、待機児童が都市部に集中する一方で、その他地方部では、待機児童数を上回る余剰定員が発生しているまさに真逆の現実がある。

田尾(2001)は、医療、保健、福祉などのサービスを提供する組織を「ヒューマン・サービスの組織」と呼んでいる。「ヒューマン・サービスの組織」は、「本来ヒトを原資として成立する組織であり、ヒトによるヒトのためにサービスを提供する組織であり、また労働集約的な特徴を有している」と指摘している。田尾は、そのコストは大きく膨らむことは避けがたいとしながらも、それらを支える資源や国富がそれに見合っただ拡大することは今後あり得ず、むしろ減少していく公算が大きいことから、これらの組織において、サービスを提供するための限られた資源をできる限り有効活用できるようなシステムを構築、または再構築できるための方策を考え、さらに経営管理の考え方、あるいは、実際的な手法を考えなければならないとする。超高齢社会を支えるためのヒューマン・サービスの経営学的な理論構築を急がなければならないということである。

2. 先行研究の状況

このような状況の中、保育サービスにおいて、マネジメントの観点からの先行研究はそれほど多くはないと言わざるを得ない。現状では、保育政策の歴史的経緯を述べた論文(村田・小森[2010]、土田[2005]、今川[2007])、保育市場を数値データ等で説明している論文

(野辺[2010]、日本政策投資銀行[2011]、矢野経済研究所[2012]、)サービスマネジメント観点からの論文(小室[2005];笠井・藤岡・金森[2012])、保育所経営に関する論文(伊藤[1998],[1999],[2002],[2005]、石川[2005])専門職員によるマネジメント観点からの論文(伊藤[1999],[2005],[2010])、現状進行している保育の市場化に対する形での保育の質に関する論文(大宮[2003],[2006],[2009])が挙げられる。実証的なデータに基づく調査論文はかなり少ないのが現状ではあるが、ここ数年散見されるようになってきている。

3. サービスマネジメント観点からの研究

小室(2005)は、保育福祉の分野にもマーケティングの重要性が増していることを指摘している。例えば、幼保「総合施設」の利用料については、施設側が設定できることになっていることから、価格設定とそれに先立っての利用者の所得把握が重要としている。例えば、市場志向のアメリカの保育所においては、職員において、博士や修士、学士を揃えている教育志向の強い保育所、また職員が無資格のケア・ギバーが中心で構成されており、個々の自給が最低賃金を割っているものも少なくないとする。小室は保育所の主な経営主体である社会福祉法人について言及し、民間企業や学校法人、医療法人と違い、約半世紀もの間「措置制度」が続いたため、マーケティング力を持つことができていないと指摘している。また、本来、福祉サービスが児童、高齢者、障害者に提供するケアサービスについて、「ケア」を生活援助と表現し、生活援助の目的は自己実現を含めた快適性(アメニティ)であることを指摘する。しかしながら、半世紀継続した「措置制度」のため、サービス提供者は意識していないが、各々「専門性」に関心が偏っていると問題提起している。

笠井・藤岡・金森(2012)は、「社会保障と税の一体改革」の対象として、「年金」「医療」「介護」「子育て」が挙げられ、なお「認定子ども園」等、株式会社による保育サービスへの参入促進が政策的に進められている中、「保育の市場化」が展開されているのは明らかであると分析する。また、これらの領域は、従来福祉対応分野であったが、このような情勢の変化を受け、サービス業としてのパラダイムシフトが迫られているとする。笠井等は、保育事業について、「サービス業としての側面をもちつつあるのではないか」という問題意識をもって扱っているが、その根拠として、まず第一に、保育園利用者が増大の一途を辿っており、保育所不足と待機児童の増加が大きな社会問題になってきていること、第二に、保育士の待遇について、他業種と比較しても良好とは言えないものであるにも関わらず、対人的な緊張を常にはらむ重労働であることから離職率も低くない状況であること、第三に、保育の市場化が国策として進められていること、例としては、日本における産業活性化とそれに伴う雇用創出を視野に制定された「産業構造ビジョン 2010」にて、経済の5大分野の1つとして、「医療、介護、健康・子育てサービス」が列挙されていることを挙げ、「この時点ですでに保育は『医療』や『介護』と同様に産業として扱われている」としている。なお、笠井等は、保育園の父兄にアンケート調査を実施し、保護者が保育価格相場を理解していない、つまり保育サービスの適切な価値、価格基準が存在していないことを示唆している。したがって、価格相場の認知と、適切な顧客セグメントを行い、セグメントに対するイメージ戦略が必要であるとしている。また、第二に顧客のニーズに合わせたサービス・コンセプトの設計が必要であることが示唆されている。第三に、保護者に過度に干渉するような保育サービスを提供するのではなく、セグメントした保護者の子育てへの関心度合いに応じて、サービス供給量の調整が必要であるとしている。

4. 保育所経営に関する論文

伊藤(1998)は、保育所経営を論じる前に、隣接している教育界について検討を加えてい

る。教育界には、教育行政ともかかわって、従来から「学校管理」や「学校経営」という言葉が存在しており、使用されている。伊藤によると、まず、これらの語の成立状況については、まず「教育行政」と「学校管理」が先行し、少し遅れて「学校経営」が使用されるようになったとする。各々の語句の概念が固定されていく過程で、「学校経営」については、「教育理想の実現を表し、主観的な方面を主とする」こと、「教育行政」については、「法規の制定をはじめ、各種法規の規定に従ってこれを実現していく作用である」と解され、その点では学校管理と同じ系譜に属し、しかも学校管理の上位に位置するものと把握されたとしている。

また、「学校運営」「学校管理」「学校経営」を以下のように説明している。「学校運営」について①学校の内部的な経営管理を指すこと②学校の経営管理を効率的主体的に行うための学校内部の組織化過程、作用であることであると同時に、教職員の主体性を含んだ概念である。③「学校経営」「学校管理」は、前者を「教育現実から出発して教育目標をどう達成するか、そのための方策（主観的側面）を強調する概念、後者を「教育関係法規の解釈と適用（客観的側面）を重視する概念」であるとする。これらの検討の結果として、伊藤は以下にまとめ、保育所の管理や運営問題を検討する際にも、当然踏まえる必要があるとしている。「①学校は、教育目標実現の機関または組織である。②学校経営は、そのような価値志向をもつ教育効果の向上をめざす客観的方法体系である。③学校はそれ自身1つの組織体として運営されるとともに、公教育制度の一環として位置づけられている。従って、④学校経営研究は、学校経営上の問題と教育行政上の問題を統一的有機的に理解する必要がある」

なお、伊藤は近年「教育自治」概念が提唱され、同概念が教育基本法第10条を法的根拠として、国民の身近な場である地域と学校の教育自治の2側面から成立していると指摘している。前者の側面として、「学校や地域の教育行政に対する要求権・参加権など父母・地域住民の教育権の行使について成り立つものとしている。また、後者の側面として、学校の教育自治（学校自治）を意味するが、その中核には教師の教育権が存在している。学校自治は、開かれた自治であり、子ども・生徒や父母、地域住民の要求権・参加権などの教育権が保障されねばならないとする。教育自治概念は、国民教育の大事業が父母、住民、教職員、教育行政職員の分業と協力により遂行されなければならないものであり、教育の民主的性質と教育行政の民主的性質の統一を実現すべき課題として認識しているとする。

これに関し、伊藤は、「計画の策定にあたっては、行政が最終的に責任を負いつつも、住民や関連する当事者が主体的に計画づくりに参加できるような『参加型』の計画策定を進める必要がある」とし、「保育行政・経営過程における保育関係者、父母・住民参加のあり方がさらに検討されねばならない」とする。また、自治主体の多様化から、各施設における運営のあり方をチェックするために、住民が参加できるシステムの導入も不可欠であるとする。

伊藤(1999)は、保育園長の役割や機能・資格等の明確化と制度化が重要な課題であり続けていることを指摘したうえで、隣接する教育学領域における学校経営研究における校長研究を参考にしている。教育経営学においては、「1970年代後半頃までは法制的アプローチによる校長の権限所在論が活発で、1980年代頃から今日までは、校長の人格的特性に焦点を当てたリーダーシップ論と、経営の科学化を反映した管理に関する技術的リーダーシップ研究が多くなされてきた」としている。また、「校長は、権威を背景にした監督者ではなく、教育的専門性に裏打ちされた指導者でなければならない」としており、校長職を官僚的行政システムでの管理者ではなく、教育自治的学校運営のための教育専門職として捉えている。なお、保育界においても、1970年代から、「望ましい園長像」ないし「理想的園長

像」が様々な形で議論されてきたとする。そして1970年代半ば以降、「保育園長の責任・役割についての関心も高まり、以後、保育園長の資質や資格要件等についての検討がなされている」とし、その後、「全保協や各地社協、自治体等において、多様な園長研修の機会が組織的継続的に開催されるようになった」とする。1980年代後半から90年代にかけて、保育界では保育所制度や経営に関する問題を重視するようになり、それらと併せ、保育園長論も議論されるようになったものの、この間、政策レベルでは、保育園長の資格や資質向上に関する問題についての議論は進まなかったようである。

伊藤は、保育園長職の現状と問題点について、園長職において年齢層が高くなるにつれて保育士無資格者が増加していること、私立園では園長の約半数が保育士無資格者であることを指摘し、こうした多様な園長の姿は、園長職の資格制度が未確立のままになっている状況を反映していると指摘している。また、保育園長職の実態として、法制度的位置付けが弱く、その任にふさわしい処遇もなされていないとしている。最後に伊藤は、保育園長職について、教育経営学の知見に学びながら、施設ぐるみの保育活動に対する保育専門的な指導助言、及び保育活動の展開を促進させるための条件整備という側面から、リーダーシップのあり方や資質・力量の内容を詳細に検討していくことが求められるとしている。

伊藤(2002)は、保育所経営法人の現状と問題点について、以下のように提唱している。

- ①園経営に対する理事会（評議員会を含む）の機能・役割について挙げられている。中には、形式的な存在にとどまっていると回答した園が存在している。ただし、今後の理事会の位置づけについては、重視の方向であることから、園経営に対する法人機能の充実強化を各園で志向していると考えられる。
- ②法人の理事構成の見直し、特に理事会への保育関係者（職員・保護者・住民）の経営参加について挙げられている。地域福祉・地域代表の理事数について、現状のままでもよい、としている園も存在したが、今後、理事会への保育関係者の参加を進めていきたいとする園もある。
- ③保育所経営法人の持つ独自性・特徴について、法人として今後強めていきたい法的特性として、「独自性」「自主性」「安定性」などであることが分かった。保育所経営法人の多くが、従来からの特性をも保持しつつ、独自性や自主性などの特性を追求しようとしている様子が窺える。
- ④近年進行している保育所経営主体の多様化及び社会福祉法人の自律性や自主財源を求める施策について、現状では否定的・消極的な意見が多い。政府の保育所に関する規制緩和策について、全体としては批判や不安が多い。特に保育所経営に対する民間企業の参入促進については、その傾向が強い。

4. 専門職員のマネジメント能力に関する論文

伊藤(2005)は、現在の保育所長に求められる専門性としての経営能力に関する課題について以下4点に言及している。①保育所長の経営責任の遂行及び経営能力の形成・向上に向けての基礎的要件として、保育所長の専門職化がめざされなければならない ②現代の保育所長（私立園では理事長を含む）には、地域や子ども・子育て家庭の実態、親・保護者のニーズ、保護者の力量など保育所が置かれている状況を的確に把握し、園の経営理念・基本方針や経営ビジョン（短期・中期・長期）を策定・計画する能力が求められる③経営理念・基本方針を具体化していくために、その職務遂行に係る実践的な経営能力やリーダーシップが求められている ④「親・保護者、地域住民、保護者等の保育関係者参加による経営を進めていく能力である。

また、伊藤(2010)は、現代幼児教育・保育改革、特にここ数年における少子化社会対策・

次世代育成支援対策や地方分権改革、規制緩和・改革としての展開は、保育所の制度と運営管理・経営をめぐる環境にも大きな変化を及ぼしている。また、それに伴い、保育の本質に即した経営を志向する「保育マネジメント」という側面から、当該保育所経営の代表的・対外的責任者である保育所（園）長職とともに、保育所経営（私立園では法人経営を含む）における主任保育士職（それに類する職を含む）の専門（職）性やリーダーシップ、経営能力などの在り方が問われ始めている。日本保育協会によって、1980年代の著作物において、以下の論評がなされている。「保育活動の実際において、主任保育士が大きな役割を演じており、保育所運営に占める位置の重要性を意味していることは、異論のないところである。しかしながら、その実際にやっている業務が広い範囲にわたり、多忙をきわめている割には、その地位が安定せず、その職務も不安定な面があるといわれている」主任保育士は、保育所の経営の要ないし中心的役割を担う者として、当該保育所経営を直接的・日常的・恒常的に担う存在である、にもかかわらず、主任保育士職の地位と職務をめぐる状況は今日においてもほとんど変わりはない。

また、保育所をはじめ児童福祉施設の職員に関して必要な事項は、大半が行政立法に委ねられ、多種多様に存在している保育所職員のうち、公瀬尾労働省令である児童福祉施設最低基準によって配置が義務付けられているのはわずかに、保育士、嘱託医、調理員の3種類に過ぎない。主任保育士は職位上、保育所の許可認可申請にあたり、実務を担当する幹部職員として氏名・経歴が記載事項とされていることや、保育単価の人件費の算出基礎として、主任保育士の本俸基準額・特殊業務手当基準額並びに専任加算が算定されていること等はあるものの、法令上の必須職員ではない。

主任保育士の役割と職務については、とりわけ1960年代半ばから、保育団体を中心に議論され、模索されてきた。しかしながら、その職務を「保育園長の補佐」、「保育の実際的指導を中心に、保育園長の考えを理解し、職務としてその実現に努力する」、「統合的リーダー」といった抽象的な役割論から抜け出すことはなかったようである。

最近の経営学理論をベースにした視点からも、主任保育士の独自性や固有の専門性への言及はほとんどないようである。このような状況において、伊藤(2010)は、アンケート結果から、主任保育士の過半数は保育所経営者の一員として、保育所経営の実務を担当する幹部職員であることを自覚し、今後さらに、保育所経営にもっと参加・関与すべきであると考えているとする。つまり、多くの主任保育士は、公立・私立、親族経営の有無、所長との関係などそれぞれが置かれている状況によって違いはあるものの、保育所の役割が効果的に達成できるように、保育所の様々な活動や機能を維持し、展開していく働きとしての保育所経営について、それを積極的に意識化し、実践しようとしているとしている。主任保育士の経営能力については、保育所長に求められる専門性としての経営能力と同様に、保育所経営そのものが十分な理論的・実践的基盤を欠いてきた状況にあっては、それ以上の進展はみられないとしながらも、以下3点について指摘している。第1に、「園及び地域の子ども・子育て家庭の要望・願い・ニーズを踏まえつつ、保育実践・子育て支援活動の戦略や計画を立案・策定する」能力である。第2には、「職場の人間関係や保護者・地域住民間のネットワークを構築する」能力である。第3には、「保育実践・子育て支援活動の質的向上を推進する」能力である。

石川・西村・矢藤・森・青井(2011)は、まず、所長の役割として、私立保育所では、保育所の経営者としての側面が強いとしている。第2に、私立保育園の所長の方が、「職員の仕事に対する責任感や倫理観の指導」「定期的に所長や主任と個人面談を行う」といった業務に強い関心を示しており、より強いリーダーシップで職員を牽引している傾向があるとする。第3に、私立保育所の所長の方が自らの保育所の独自性を意識しており、「子ど

もの保育の内容」「周囲（立地）の環境」「安全対策や危機管理」等、公立の所長よりも多くの項目で長所として挙げることが多い。また、保育士資格の有無についても検討しており、保育士資格のある所長は、資格のない所長よりも、保育の内容に関することにより関心をもち、保育士とともに保育実践における活動を志向している傾向がみられたとする。また、保育士資格をもつ所長は、「子どもの健康支援」を自身の保育所の長所としてあげたり、「教材研究の時間の確保」を自身の保育所の課題として捉えたりするものが多かったとしている。それに対して、「設備、教材、遊具」を長所としてあげる者は、保育士資格のない所長の方が多かったとしている。このように保育士資格の有無により、所長の問題意識の立て方や着眼点の相違が大きく影響していることが示唆された。なお、所長の業務に関する意識についても、指導力を発揮したいこととして、「職員の保育実践」に対する指導・助言」や「若手保育士の育成」など保育実践に関わる項目を挙げる者は保育士資格をもつものが多かった。また、若手保育士を育てる手立てとしても、保育士資格のある所長は、「職員会議等での意見発表の機会を多くする」「メンターのような指導相談役の保育士を付ける」「保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる」など、普段の業務の中で育成するOJT的な方法を望ましいと考える傾向がある。

5. 保育の質に関する論文

大宮(2003)標題研究においては、保育所における保育サービスのコストと、保育の質との間にはいかなる関連性が認められるのか、という問題設定がなされた上で実施されている。しかし、結論は、現状では「コストと保育サービスの質の間には、明確な関連が認められない、それゆえ、いっそうのコストダウンを行って行政サービスも効率化を行うべきである」というものであり、保育のコストの差、具体的に人件費コストの差は、保育サービスのレベル＝保育の質の高低につながらなかった、という結果をもとに、保育サービスの効率化を歯止めなく推進する結論が導き出されている。また、主として分析に使用されている質問事項としては、「現在の職員配置に対する満足度」「クラス保育時間中の授業内容」「お子様から見た保育士の人気」「ご父母からご覧になった保育士の資質」「お子様の様子についての報告内容」「保育時間中の信頼度・安心感」の6項目であり、「親の満足度」で保育の成果を測るという方法が採用されていることが問題点として提示されている。

大宮は、アメリカにおける一般的な「保育の質」の定義とその計測方法について概説した上で、いくつか批判的検討を加えている。まず第1に、「保育の質」は、他の一般的な商品・サービスの「品質」とは異なった視点から定義なくてはならないとする。即ち、一般的な「品質」は、顧客の満足度によって評価されることが多いが、「保育の質」は親の満足度によってではなく、「子どもの発達がどれだけ確保されているか」という事実の直接的な観察に基づいて評価されなくてはならないとする。その理由として、保育サービスの「受益者」が、何よりも「子ども」であり、と同時に「社会」もまた、子どもの健やかな発達によって大きな利益を受け取るという意味で「受益者」であるからであるとする。

大宮(2009)は、中央政府のイニシアティブによる保育無償化が世界的規模で推進されているかについて述べている。それは、乳幼児期の社会的な保育が、以後の子どもの発達の大きな影響を与えるとともに、質の高い労働力として社会的経済的にも大きな利益をもたらすことが実証されたからであるとする。その代表的な実証研究例として、「ペリースクール研究」を挙げ、実は、この「ペリースクール研究」に代表される実証研究の大半が、社会的に弱い立場にいる子どもたちを対象に行われたものであるとし、たとえ様々な困難や弱さを抱えた子どもたちであっても、質の良い保育内容を用意すれば、その子どもたちが本来の可能性を开花させることができることを実証したことを指摘している。したがって、

大宮は社会的に弱い立場にあるとされる子どもたちこそ、さらに質の良い保育を受けることができる保育制度でなければならないと述べ、また同時に、家庭の経済力によってその子どもが享受できる保育の質に格差が生まれてしまうような「市場的な保育システム」は、欧米においては、社会的にも批判や改革の対象となったとしている。そして、今後厚生労働省が進めようとしている保育制度の抜本改革について、政府と市町村に課せられている「保育実施の責任」を大きく後退させ、保育サービスを営利企業も含めた多様な主体によって提供される「市場化された保育制度」に転換するものとし、保育の質に関する不公平さの拡大を懸念している。

なお、大宮は「保育の質」についてさらに言及し、欧米における「保育の質」という概念は、「社会経済的に弱い立場におかれた子どもたちが日々の生活経験を通じて自信や意欲を身につけ、確固たる自己を築くことができる、そうしたきわめて具体的な子どもたちの姿や実践と結びついたもの」とする。しかし、市場化論における「保育の質」については、過剰に繰り返される「質の評価」によって表示されるものとして現れてくるものとしている。しかしながら、現実の子どもたちの生活から離れる形で「保育の質」を判定するための「客観的基準」がつくられているため、例えば、「こどもたちの標準的な発達が保障されているか」「その都度必要なスキルや知識が獲得できているか」といった「顧客満足度」や「保育の成果」が評定されることで、「保育の質」が表示されているとする。

6. おわりに

今回、先行研究論文として検討した論文は、まだ新しい研究分野ということもあり、まだ試論の段階であるものも少なくない。特に保育所長や主任保育士等の保育専門職の業務範囲や、保育サービスの質の内容、そして、保育サービスにおける質の評価方法等については、まだマネジメント当事者またはサービス提供者側からのみの試論にとどまっているのが現状であると考えられる。したがって、今後においては、情報公開や施設外交流等を通し、サービス従事者のみならずサービス利用者や地域関係者との意見交換等の機会を増やす等しながら、一層サービスの充実を図っていくことが重要と考えられる。

参考文献

村田久・小堀哲郎(2010)「保育制度の現状と課題」秋草学園短期大学紀要 27号

野辺英俊(2010)「保育制度の現状と課題」国立国会図書館 調査と情報第 667号

日本政策投資銀行(2011)「少子化の現状と子育て支援サービス市場の拡大」(2011年9月26日)(2013年4月26日閲覧)

http://www.dbj.jp/ja/topics/report/2011/files/0000007624_file2.pdf

榎矢野経済研究所(2012)「保育所・託児所市場に関する調査結果 2012」(2013年4月26日閲覧) <http://www.yano.co.jp/press/pdf/1059.pdf>

土田美世子(2005)「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」京都光華女子大学研究紀要 巻号 43(2005年12月)

笠井知行・藤岡章子・金森絵里(2012)「保育サービスの現状と課題ーサービスマーケティング理論の観点からー」立命館経営学第 51 巻第 2・3号

石川昭義・西村重稀・矢藤誠慈郎・森俊之・青井夕貴(2011)「保育所長の保育所運営に係る意識に関する研究」保育科学研究第2巻(社会福祉法人日本保育学会)

伊藤良高(1998)「保育所経営の理念と構造」熊本学園大学論集「総合科学」第4巻第2号

伊藤良高(1999)「保育所経営と保育園長の職務・専門性」熊本学園大学論集「総合科学」第5巻第2号

伊藤良高(2002)「社会福祉法人・施設経営改革と保育所経営」熊本学園大学論集「総合科学」第9巻第1号

伊藤良高(2010)「保育所経営と主任保育士の経営能力」熊本学園大学社会福祉研究所報 巻号38

伊藤良孝(2005)「保育所経営改革と保育所長の経営能力」乳幼児教育学研究第14号(乳幼児研究学会)

小室豊允(2005)「保育所改革とマーケティング」筒井書房

大宮勇雄(2006)「保育の質を高める」ひとなる書房

大宮勇雄(2009)「市場化を目指す保育政策と『保育の質』」教育2009年11月号

大宮勇雄(2003)「保育をめぐる<コストと質>『発生主義を用いた地方自治体サービスのフルコスト分析』(財務省委託研究)を読む 『賃金と社会保障』NO.1340 2003年2月下旬号

田尾雅夫(2001)「ヒューマン・サービスの経営ー超高齢社会を生き抜くためにー」白桃書房

Ⅱ－２．厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業） 分担研究報告書

「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究

分担研究者 安梅 勅江 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

保育実践における知恵を束ねて初年度に開発した「保育環境チェックリスト」（資料 1、資料 2）を用いて、次年度には「良質な保育」の関連要因を検討した。最終年度には保育の質を高める専門技術に焦点を当てた実践のあり方について検討した。専門職の共通理解に基づく指標の活用および研修等の継続的な実施が、「保育の質」向上に向けて効果のあることが明らかにされた。

A. 研究目的

保育の質の向上に対する社会的な要請は高まるばかりである。なぜなら血縁、地縁の崩壊等、社会情勢の変化に加えて、多様化する保育ニーズに対応した専門性が期待されるからである。今や保育園には、従来からの保育機能に加えて、地域子育て支援、虐待予防、卒園後の継続支援、保護者への専門相談、子育て支援の連携コーディネーターなど、多様な子育てニーズに対応できる高い専門性が求められている。

少子高齢化が進行する中、すべての子どもの養護と教育の機会を包含した「保育の質」向上を図る具体的な方法が喫緊の課題である。質の高い保育を継続的に提供するためには「保育の質」評価、すなわち科学的な根拠に基づいた「保育の質」評価の基準の開発が必須である。利用者の園選択に資するとともに、保育士の専門性向上のための養成研修、保育環境の整備にきわめて重要な役割を果たすものである。

一方、いわゆる気になる子どもや保護者が増加する中、地域の施設機関や他の専門職、インフォーマルなサポート団体、住民などと連携をとりながら、チームとして活動する機会も少なくない。日々のかかわりの中で対応できる強みを生かし、保育の質に関する「説明責任」を果たしながらプロとしての専門技術の向上が必須となる。

本研究は、3年間をかけてさまざまな角度から「良質な保育」の根拠となる情報を体系的に整理し、「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因を明らかにするとともに、その具体的な方法の検討を目的としている。

B. 研究方法

1. 保育環境チェックリストの開発

全国 98 か所の認可保育園、および研究参加依頼に応じた認可外保育園を対象とし、以下の手順に基づき科学的な根拠に基づく保育環境チェックリストの開発を行った。

(1) 国内外の「保育の質」評価指標に関する文献研究

「保育の質」の科学的な根拠に基づく標準化された評価指標は日本ではまったく存在し

ない。海外においては「保育の質」評価のいくつかの取り組みが存在し、参考とした。

(2) 保育環境チェックリスト第一次試案の作成

- 1) セミナーを開催し、保育専門職、園長職、教育職、心理職、地域ケア専門職によるブレインストーミングに基づき、チェックリストに盛り込む「項目」を整理した。
- 2) 実際の保育場面における実証データを用いて統計分析を行い、子どもの発達や健康状態への影響度の測定による科学的な妥当性のある項目を抽出し、体系化した。
- 3) これらを統合し、5回に及ぶサブワーキング委員会により保育環境チェックリスト第一次試案を作成した。

(3) 実際の保育場面での適合性検討

全国98か園のすべての子どもに対し、保護者と保育者に対する調査を実施するとともに、7か園の保育園に出向き、ヒアリング調査を行い、実際の保育場面での適合を検証した。

(4) 保育環境チェックリスト第二次試案の作成

開発した第一次試案について、実際場面での現状と専門職の意向を踏まえて、保育環境チェックリスト第二次試案を作成した。

2. 保育環境チェックリストの関連要因の検討

(1) 対象

対象は、「仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究」の参加に対し、同意が得られた18園である。

(2) 方法

平成23年1月～6月に、質問紙を用いた郵送調査を実施した。調査に用いた保育環境チェックリストは、保育に携わる専門職の実践の知恵を束ねた「実践知の体系」として、平成22年度に本研究で開発した指標である。下位尺度は「子どもの全体像を捉える」34項目、「家族の全体像を捉える」20項目、「子どもを取り巻く望ましい環境」87項目、「関係機関との連携を強化する」32項目の4領域173項目で構成される。

(3) 分析方法

保育園の特性を、継続的な保育の質向上のための研修の有無、都市規模で分類して、保育環境チェックリストとの関連を検討した。保育の質向上のための継続的な研修の未実施園（以下、研修未実施群とする）13園、実施園（以下、研修実施群とする）5園、人口50万人未満の都市に立地する園（以下、中小都市群）が8園、50万人以上の都市に立地する園（以下、大都市群）が10園であった。

分析は、保育環境チェックリストの各項目に対し、1. 実施していない、2. 実施している、3. 今後実施する予定、4. わからないで回答をもとめ、「実施している」を1点、それ以外を0点として加算し、領域ごとの得点を算出するとともに、全体の合計得点を「保

育環境」得点とした。

3. 保育環境の質向上に向けた方法に関するフォーカス・グループインタビュー

(1) 対象

対象は、「仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究」の参加に対し、同意が得られた園の専門職 19 名(男性 6 名、女性 13 名)である。保育所の園長、主任などの管理職グループ A (8 名)、管理職グループ B (6 名)とクラス担当保育専門職者グループ(5 名)の 3 グループに FGI を実施した。対象者は統合保育に精通している管理者に選出を依頼した。

(2) 調査方法

調査場所は静かな個室とし、参加者の承諾を得て IC レコーダーとビデオを設置し記録した。情報を抜け漏れなく整理するため、観察者は目立たない場所で FGI の様子を観察し記録した。所要時間は 2 時間とし、参加者の話しやすい雰囲気づくりのためお茶を用意するなどの工夫をした。調査内容は、半構成的に①保育に携わる契機、②保育の中の印象的なエピソード、③保育の質向上に必要なことについて質問した。

(3) 分析方法

1) 重要カテゴリーの位置づけ

初年度に開発した保育環境チェックリストの効果的な活用に向け、実践の中での取り組みをコミュニティ・エンパワメント実現の 7 要素に基づき、重要カテゴリーを抽出した。7 つのコミュニティ・エンパワメント実現の要素とは、「目的を明確に：価値に焦点をあてる」、「プロセスを味わう：関係性を楽しむ」、「共感のネットワーク化：親近感と刺激感」、「心地よさの演出：リズムをつくる」、「ゆったり無理なく：柔軟な参加様式」、「その先を見据えて：つねに発展に向かう」、「活動の意味づけ：評価の視点」であり、この技術を活用することでかかわりの質を向上させることが知られている。

2) 重要アイテムの抽出

IC レコーダーに録音された記録から正確な逐語録を参加者の反応を加味し、テーマに照合して重要な言葉や文章の要約(以下、重要アイテム)を抽出した。

3) サブカテゴリーの作成

内容分析法を用いて、重要アイテムを類型化しサブカテゴリーを作成した。

4) 妥当性の確認

重要アイテムの抽出、類型化、サブカテゴリーの作成の妥当性について、複数の研究者間で討議し、評価者間一致を試みた。さらに質的研究に精通した専門家のスーパーバイズを受け重要アイテムの抽出、類型化およびサブカテゴリーの抽出にずれがないことを確認した。

4. 倫理面への配慮

本研究は、研究参加者に対する人権擁護上の配慮を行い、研究方法や参加者の不利益の可能性、またいつでも同意撤回可能である旨など十分に説明し、同意を得て実施した。

また分析の際には、園の情報部分の ID 化処理を行い、結果の公表や報告では園名が特定

できないよう配慮を行った。

なお本調査は、筑波大学医学医療系倫理審査委員会の承認を得ている。

C. 結果

1. 保育環境チェックリストの開発

保育実践における知恵を集積し、「保育環境チェックリスト」を開発した（資料1、資料2）。

2. 保育環境チェックリストを用いた保育の質との関連要因

対象園の保育環境得点を、表1に示す。

各々中央値は、「子どもの全体像を捉える」32.5点、「家族の全体像を捉える」19.0点、「子どもを取り巻く望ましい環境」82.0点、「関係機関との連携を強化する」27.5点であった。

表1 対象園の保育環境チェックリスト得点

項目	カテゴリ	n	満点	中央値	25パーセン タイル値	75パーセン タイル値
保育環境	全体	18	173	158.0	147.0	168.0
	子どもの全体像を捉える	18	34	32.5	28.0	33.0
	家族の全体像を捉える	18	20	19.0	17.0	20.0
	子どもを取り巻く望ましい環境	18	87	82.0	78.0	85.0
	関係機関との連携を強化	18	32	27.5	21.0	31.0

研修未実施群と研修実施群で保育環境チェックリスト得点を比較した結果を表2に示した。

「保育環境」および各領域得点すべてについて、研修実施群の中央値が高い値を示した。Mann-WhitneyのU検定を行った結果、「保育環境」「子どもの全体像を捉える」「子どもを取り巻く望ましい環境」「関係機関との連携強化」で有意な差が認められた。

表2 研修実施園別の保育環境得点の比較

項目	カテゴリ	研修未実施群				研修実施群				p
		n	中央値	平均 ランク	順位和	n	中央値	平均 ランク	順位和	
保育環境	全体	13	152.0	7.3	95.0	5	171.0	15.2	76.0	0.006
	子どもの全体像を捉える	13	31.0	7.5	97.5	5	34.0	14.7	73.5	0.011
	家族の全体像を捉える	13	19.0	8.0	104.5	5	20.0	13.3	66.5	0.055
	子どもを取り巻く望ましい環境	13	81.0	7.4	96.0	5	85.0	15.0	75.0	0.008
	関係機関との連携を強化	13	22.0	7.7	99.5	5	31.0	14.3	71.5	0.020

中小都市群と大都市群で保育環境チェックリスト得点を比較した結果を表3に示した。

「保育環境」および各領域得点すべてについて、大都市群の中央値が高い値を示した。Mann-WhitneyのU検定を行った結果、「家族の全体像をとらえる」で有意な差が認められた。

表3 都市規模別の保育環境得点の比較

項目	カテゴリー	中小都市群				大都市群				p
		n	中央値	平均 ランク	順位和	n	中央値	平均 ランク	順位和	
保育環境	全体	8	151.0	7.7	61.5	10	164.0	11.2	109.5	0.213
	子どもの全体像を捉える	8	29.5	7.8	62.0	10	33.0	10.9	109.0	0.223
	家族の全体像を捉える	8	17.5	6.1	48.5	10	20.0	12.3	122.5	0.012
	子どもを取り巻く望ましい環境	8	81.0	7.9	63.0	10	83.5	10.8	108.0	0.264
	関係機関との連携を強化	8	24.0	8.2	65.5	10	28.5	10.6	105.5	0.373

3. 保育の質を高める専門技術

内容分析の結果、保育の質を高める専門技術に焦点を当てた実践のあり方は、1) 目的の明確化、2) 関係性を楽しむ、3) 共感のネットワーク化、4) 変化を加える、5) 柔軟な参加様式、6) 先を見据える、7) 活動の意味づけ、の7つの重要カテゴリーに分かれた。

D. 考察

本研究では、全国の保育を利用する子どもと保護者のニーズを把握するとともに、保育に携わる保育士、栄養士、看護職、施設長から意見や実践の工夫などを収集し、「保育環境チェックリスト」を開発した。さらにその関連要因と、保育の質向上のための具体的な方法をフォーカス・グループインタビューにより分析した。

保育の質向上のためのチェックリストを活用している園は、保育環境チェックリストにもとづき、日々の実践の質を向上するための工夫を継続していた。チェックリストの実施が「質の高い保育とはなにか」を考えるきっかけとなり、その継続により専門職の意識向上、園全体での環境整備につながると考える。

また、保育の質向上のための研修を継続して行っている園は、保育環境チェックリストの得点が有意に高かった。研修の実施が「質の高い保育とはなにか」を考えるきっかけとなり、その継続により専門職の意識向上、園全体での環境整備につながると考える。

さらに、クラス担任保育士と主任や園長など管理的な立場の保育専門職の意見を把握したところ、管理職が職員のエンパワメントへの関心が高い点以外は大きな差は認められなかった。職位にかかわらず、園や専門職ひとりひとりの保育環境への意識、良質な保育への取り組みが重要であることが示唆された。

本来、「保育の質向上」の継続的な展開には、質の高い保育に関する利用者の声を反映させた保育専門職チームの「共通理解」が必須である。本チェックリストをひとつの基準として、「質の高い保育」を科学的な根拠とともに示すことにより、利用者や他の専門職を含めた共通理解につながる。

本研究成果は、保育の質向上に関する実証的な施策推進を促し、次世代育成支援に求められる専門職資質の向上、限りある人的資源の効率的な活用、専門機関ネットワーク構築による多職種連携による実効性の高い支援の充実など、少子時代の児童健全育成政策への根拠を提供できる。

今後、保育環境チェックリストを広く活用し、保育の質向上への一助とすることが期待される。

E. 結論

本研究では、「保育の質」向上を意図して開発した「保育環境チェックリスト」を用いて、「良質な保育」の関連要因と、質の向上に向けた具体的な方法論を検討した。

専門職の共通理解に基づく指標の活用および研修等の継続的な実施が有効なことが示された。園や専門職ひとりひとりの保育環境への意識向上、良質な保育への継続的な取り組みが期待される。

F. 研究協力者

田中裕（大宝保育園）、酒井初恵（小倉北ふれあい保育所）、宮崎勝宣（路交館聖愛園）、小林昭雄（みのり保育園）、松本美佐子、田中笑子、渡辺多恵子、富崎悦子、徳竹健太郎、望月由妃子、杉田千尋（筑波大学大学院）、篠原亮次（山梨大学）、杉澤悠圭（牛久市）、恩田陽子（筑波大学附属駒場高校）

G. 研究発表

1. 論文発表

- ① 安梅勅江、生涯発達をみすえた社会能力の評価と活用に向けて、チャイルド・サイエンス、6、10-14、2011
- ② 田中笑子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江、18 か月児の社会能力に関連する養育環境の特徴、日本保健福祉学会誌、16(1)、11-20、2010
- ③ 渡辺多恵子、田中笑子、富崎悦子、安梅勅江、夜間に及ぶ長時間保育を行っている保育所の支援的役割に関する研究—育児環境の実態から—、小児保健研究、69(2)、329-335、2010
- ④ 望月由紀子、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、平野真紀、富崎悦子、田中笑子、渡辺多恵子、恩田陽子、川島悠里、安梅勅江、被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究、厚生指標、57(12)、24-30、2010
- ⑤ Anme T, Shinohara R, Sugisawa Y, et.al. Gender differences of children's social competence development from eighteen month to seven-year-old using interaction rating scale (IRS) *Psychology of Gender Differences*, 2012, 59-66
- ⑥ Tanaka E, Tomisaki E, Anme T. et.al. Relationship between early mother-child interaction and children's social competence development at 42 months old : A longitudinal perspective *Japanese Journal of Human Science of Health-Social Services*, 2011, 18(1), 69-76
- ⑦ Akiko Maruyama, Tokie Anme, Eiko Suzuki. Factors related with child developmental outcomes in centre-based care-focusing on maternal stress. *Medicine and Biology*, 2011, 155(8), 495-501
- ⑧ 望月由妃子、篠原亮次、安梅勅江他. 虐待予防に向けた保育園における早期発見・早期支援に関する研究—子どもの虐待とネグレクト—, 2012, 13(2), 284-292
- ⑨ Anme T, *Parenting: Challenges, Practices and Cultural Influences from Japanese Cohort Study*, In Nadya S Gotsiridze-Columbus, *Parenting: Challenges, Practices and Cultural Influences*, Nova Science Publishers, 2012

- ⑩ Anme T, et al. Does night care affect development? A five-year follow-up, *Education*, 2(5), 143-147, 2012
- ⑪ Anme T, et al., Health of School-Aged Children in 11+ Hours of Center-Based Care, *Creative Education*, 3(2), 263-268, 2012.
- ⑫ Anme T, et al., Validity and Reliability of the Interaction Rating Scale between Children (IRSC) by Using Motion Capture Analysis of Head Movement, *Public Health Research*, 42(10), 2457-2478, 2012.
- ⑬ Shinohara R, Anme T, Influence of Maternal Praise on Developmental Trajectories of Early Childhood Social Competence, *Creative Education*, 3(4), 533-539, 2012.
- ⑭ Tong L, Anme T, Early Development of Empathy in Toddlers : Effects of Daily Parent-Child Interaction and Home-Rearing Environment, *Journal of Applied Social Psychology*, 42(10), 2457-2478, 2012.
- ⑮ Tanaka E, Anme T, Factors related to Social Competence Development of thirty-month-old; Longitudinal Perspective, *Japanese Journal of Human Science of Health-Social Services*, 19(1), 21-30, 2012.

2. 学会発表

- ① 安梅勅江、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、田中笑子他. 子どもの社会能力評価「かかわり指標」の性別年齢別推移と影響要因、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ② 望月由妃子、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、田中笑子、安梅勅江、グループ・インタビュー法を用いた虐待予防事業の評価と今後の課題に関する研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ③ 篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江、42 か月児社会能力に影響する育児環境に関する追跡研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ④ 杉澤悠圭、篠原亮次、童連、田中笑子、安梅勅江、山川紀子、前田忠彦、山縣然太朗 42 か月児社会能力に影響する育児環境に関する追跡研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑤ Lian Tong, Ryoji Shinohara, Yuka Sugisawa, Emiko Tanaka, Yuko Yato, Noriko, The parenting practices in early childhood and toddlers' developmental problems、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑥ 田中笑子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他、42 か月児の社会能力発達に影響する養育行動の特徴に関する追跡研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑦ 富崎悦子、田中笑子、安梅勅江、小学 1 年生の自覚症状に影響する 3 歳時の育児環境に関する研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑧ 望月由妃子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他、被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究—虐待の早期発見・早期支援に向けて—、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑨ 相馬あおい、篠原亮次、安梅勅江他、乳幼児を持つ養育者の育児負担感と社会的サポートとの関連、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京

- ⑩ 徳竹健太郎、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、渡辺多恵子、安梅勅江、乳幼児の養育環境の年齢別性別特徴に関する研究、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑪ 田中笑子、篠原亮次、安梅勅江他、乳児期の養育環境が経年的な社会性発達に及ぼす影響の検討—両親のポジティブな育児意識に焦点をあてて—、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑫ 富崎悦子、篠原亮次、安梅勅江他、保護者のストレスおよび長時間保育が小学校 1 年生時のストレスに及ぼす影響に関する追跡研究、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑬ Tokie Anme. Results from various cohort studies in the JST Brain-Science & Education program, *International Mind, Brain, and Education*, 2011, Sun Diago
- ⑭ 徳竹健太郎、酒井初恵、安梅勅江. 保育園を利用する 3 歳児の特徴 — 育児環境の実態から —, 日本保育学会第 64 回大会, 2011, 東京
- ⑮ 望月由妃子、田中笑子、安梅勅江他. 虐待に関連する養育者の特徴から虐待への移行を予防する親支援に関する研究, 第 70 回日本公衆衛生学会総会, 2011, 秋田
- ⑯ 篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他. 幼児期の社会性発達軌跡の評価に関する研究—改訂版就学前児社会スキル尺度の開発—, 第 70 回 日本公衆衛生総会, 2011, 秋田
- ⑰ 望月 由妃子、徳竹健太郎、安梅勅江他. 育児不安および育児環境と虐待との関連-保育園における研究, 第 71 回日本公衆衛生学会総会, 2012, 山口
- ⑱ 松本美佐子、渡辺多恵子、安梅勅江他. 社会性を育む保育専門職の役割に関する研究-フォーカス・グループインタビューを用いて-, 第 71 回 日本公衆衛生総会, 2012, 山口

資料1 保育環境チェックリスト

I 子どもの全体像を捉える

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	基本属性	1) 基本属性 ¹⁾ を把握しているか。	①子どもの名前、生年月日、年齢(月齢)、性別を正確に把握し記録、整理、管理しているか。		書面調査において決められた書式がある。
					収集された情報を記録され、職員が活用しやすいように整理、管理している。
2	観察所見	1) 身体状態を把握しているか。	①入所(園)時における子どもの出生の状況、発育歴、既往症、身体状態、疾病、感染症、平熱など子どもに関する情報を収集し記録、整理、管理されているか。 ②登園時および保育中に、身体状態、疾病、感染症、顔色、外傷、体温等の情報収集と観察を行っているか。 ③子どもの健康支援として、個別の配慮を行っているか。		入所(園)前に説明会等、個別に子どもの状態等を聞き取り、共有しあう機会がある。
					入所(園)時に健康診断調査票が整備されており、調査項目 ²⁾ について嘱託医の指導や行政により定められたものである。
					母子健康手帳を参考に、出生前(妊娠中)の状態とその後発育・発達状態や既往症、予防接種、アレルギー、定期健診等の情報を把握するとともに、その記録を整理、管理している。
					登園時に保護者から直接子どもの健康状態や家庭での様子を収集している。 口頭、書面(連絡帳等)
					登園時に子どもの身体に直接触れたり、顔貌を観察し、検温が必要な時には行っている。
					観察は登園時に限ることなく一日を通じて異常の有無を個別に確認できるような形式を作成し、観察時間と記録者がわかるようにしている。
					登園時保育中、異常を発見した場合、その保育方法について ³⁾ 嘱託医・かかりつけ医、看護師と連絡がとれるような体制がある。
		2) 発育の状態を把握しているか。	①行政により定められた規定に基づき、適切な健康診断、乳児健診、蛔虫検査等を行い、保健計画や個別支援計画に活かしているか。		身体測定・健康診断、歯科検診、ぎょう虫検査等の実施をし記録、管理している。
					身体発育評価 ⁴⁾ を実施し記録、管理している。
					健診の際に嘱託医から全員の乳幼児一人一人の診断の結果に基づく保育において必要に応じて指導がある。
		3) 発達の状態を把握しているか。	①子どもの発達を定期的に評価し日常保育に活かしているか。 ②発達の状況を保護者と共有しているか。		子どもの発達の基準を定めている。園内で統一された個別の発達評価表ある。
					発達の記録は年齢(月齢)に合わせた頻度で行い、個別支援計画作成に活かしている。
					連絡帳などで、保護者にその日の子どもの様子を必ず伝えている。
					保護者と子どもの発達について共有する機会が日常的にある。
4) 生活習慣の状態を把握しているか。	①入所(園)時に子どもの生活習慣(睡眠、排泄、衣服の着脱の状態、入浴・シャワー浴の状態、食事)、遊び等に関する情報収集をしているか。 ②登園時に家庭での様子を把握しているか。 ③保育時に子どもの健康状態を把握し記録しているか。		入所(園)前に個別に子どもの状況等を聞きとれる機会を作っている。		
			書面調査において決められた書式がある。		
			収集された情報を記録し、職員が活用しやすいように整理、管理している ¹⁰⁾ 。		
			登園時、自宅での食事、排泄、睡眠、遊び等の状況を保護者から直接情報収集している。		
			食事、排泄、午睡、機嫌、体温等、心身の健康状態を観察し、記録している。		
5) 対人関係の状態を把握しているか。	①入所(園)時における子どもと保護者との愛着関係を把握しているか。 ②入所(園)時における友達とかかわり方を把握しているか。		親子の愛着関係、保護者の子どもへのかかわり方を観察 ¹¹⁾ し、記録しているか。		
			同世代の友達とかかわる機会や頻度、かかわり方を聞き取り、記録し、入所(園)後の支援に役立てている。		
6) 保育歴を把握しているか。	①入所(園)前の面接時に保育歴について把握しているか。		保育所・幼稚園・乳児院・児童養護施設、一時預かりの利用理由と時期、またその時の子どもの状態を把握し記録している。		
7) 子どもの特性を把握しているか。	①発達の傾向や気になる行動 ¹²⁾ の状況を把握しているか。		年(月)齢に相応でない発達や子ども自身気になる行動、癖 ¹³⁾ (指しゃぶり、爪かみ、吃音、チック、頻尿、抜毛等)の状況を把握し、個別支援を行っている(個別支援計画の策定等)。		
3	権利擁護	1) 子ども自身の権利が守られているか。	①不適切な養育 ¹⁴⁾ や虐待 ¹⁵⁾ (身体的 ¹⁶⁾ ・性的 ¹⁷⁾ ・心理的 ¹⁸⁾ ・ネグレクト ¹⁹⁾ がされていないか把握しているか。 ②子どもの最善の利益の観点に立ち、自己肯定感を育んでいるか。		虐待や不適切な養育について早期発見、早期対応を徹底しており、必要に応じて専門機関と連携をとっている。
					子どものサイン ²⁰⁾ を把握し、虐待が疑われる際の対応のマニュアル化がされている。
					常に「子どもの最善の利益」の観点に立ち、子どもの権利を擁護している。
		多様性(ジェンダー、人種、文化、宗教等)に対する配慮を行っている。			

II. 家族の全体像を捉える

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	基本属性	1) 家族の全体像を捉える時の基本的な面接技法を知り、相談を実施しているか。	①面接・相談の場所や時間に配慮 ¹⁾ しているか。		プライバシーが守られる個室で相談・面接を実施している。
					保護者の時間に合わせた面接時間を配慮している。
					相談が出来る機会が日常的にあることを保護者等へ周知し、対応している。
					相談内容は必ず記録に残し管理している。
		2) 基本属性を把握しているか。	①家族の氏名、性別、生年月日(年齢)、住所、家族構成、同居の有無について把握しているか。		②受容 ²⁾ ・共感 ³⁾ ・傾聴 ⁴⁾ ・非審判的態度 ⁵⁾ に配慮しているか。
	基本属性(氏名、性別、生年月日、家族構成、住所、緊急連絡先)を記録し管理している。				
	保護者の就労状況(勤務先、勤務時間、連絡先)を記録し管理している。				
		保護者以外の送迎がある場合、その方の住所、緊急連絡先を記録し管理している。			

2	家族構成	1) 家族の問題やニーズを把握しているか。	①相談年月日、保護者の相談理由、主訴 ⁶ について把握しているか。	子育てに関する保護者の意向や問題が生じてからの経緯 ⁷ を記録し管理している。	
		2) 家族歴を把握しているか。	①家族の生活歴 ⁸ について、必要に応じて記録しているか。	生活歴を必要に応じて記録し管理している。	
		3) 家族の育児力を把握しているか。	①育児の協力状況（家庭内での役割）について把握しているか。 ②子どもへの接し方 ¹⁰ について、把握しているか。	家族ぐるみで育児の協力が出来ているのか ⁹ を必要に応じて把握し、記録している。 子どもへの接し方について日常的に把握し、必要に応じて記録し管理している。	
	家族理解	1) 保護者との相互理解を図っているか。	①保育に対する相互理解を心がけているか。	保育に対する保護者の意向を受け止めつつ、保育に対する理念、方針、方法について、入所（園）前の見学時、入所（園）時、日々の対話や連絡、行事などの機会をとらえ、保護者が理解しやすいように伝えている。	保育に関する保護者の意向や問題が生じてからの経緯 ⁷ を記録し管理している。
			②信頼関係の構築を図っているか。	子どもに関する情報の交換を細やかにし、保護者とともに子どもへの愛情や成長の喜びを共感する。また保護者のおかれている状況やその思いを受け止め理解を示すことや保護者が保育の意図を理解できるように説明する機会を提供する。保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなど保護者との信頼関係の構築を日々行っている。	子どもに関する情報の交換を細やかにし、保護者とともに子どもへの愛情や成長の喜びを共感する。また保護者のおかれている状況やその思いを受け止め理解を示すことや保護者が保育の意図を理解できるように説明する機会を提供する。保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなど保護者との信頼関係の構築を日々行っている。
			②保護者が参加する行事に配慮をしているか。	懇談会やイベント、運動会など、アンケートを取るなどして、保護者の参加しやすい日程・時間帯を考慮して設定している。	懇談会やイベント、運動会など、アンケートを取るなどして、保護者の参加しやすい日程・時間帯を考慮して設定している。
③保護者の自主的活動の支援を図っているか。			保護者会、その他の保護者の自主的活動について、保護者同士の交流を促し、子育てを支え合う視点からの支援を行っている。	保護者会、その他の保護者の自主的活動について、保護者同士の交流を促し、子育てを支え合う視点からの支援を行っている。	
3	権利擁護	1) 家族が子どもの権利を守っているか。	①生命の保護、健全育成を含む「最善の利益」の保障、虐待の回避、年齢に応じた意向の尊重、不当に保護者から分離されない権利を守っているか。	子どもに対する不適切なかわり（虐待）が行われていないか把握している。	
		2) 子どもの最善の利益を優先させた家族の権利 ¹¹ を守っているか。	①家族が持つべき権利を守っているか。	常に「子どもの最善の利益」の観点に立ち、子どもの権利を擁護している。	

III 子どもを取り巻く望ましい環境

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	基本的な保育空間	1) 適切な保育空間を確保しているか。	①衛生的で安全な保育環境（室内・室外）であるか。		おむつ交換台、便所、手洗い場が衛生的に保たれているか。清掃、消毒が行き届き、細菌汚染防止が徹底されている。（園内のきめごとやマニュアル、記録がある）
			②日常のケアや生活のために使いやすい空間や家具の工夫をしているか。		子どもに合ったサイズの家具が使いやすく配置されている。身長に応じて、台などにより高さの調整できる椅子を使う ¹ 。
			③室温、湿度などの快適性への配慮がされているか。		換気をし、外気温との差がすぎないように空調をする ² 。
			④生活に適した明るさであるか。		朝、昼間の保育時間、昼寝の時間、延長保育時間 ³ や保育形態、場所より適した照明を配慮している。
			⑤音に対する配慮があるか。		音や声の大きさに配慮し、場面に適した静かな時間があるか。
		2) 子どもの生活や学びに応じた保育空間があるか。		①安心してくつろげる空間（場、時間）があるか。 ②多様性を受容する環境があるか。 ③食事ができる空間を工夫しているか。 ④特別な配慮（援助）が必要な子どもや保護者にとって生活しやすい環境か。 ⑤子どもの発達や興味、要求に応じた環境を整えているか。	リラックスできる場があるか。好きな時に休息できる時間があるか。 多様なジェンダー、人種、年齢、能力、文化に触れる教材や保育内容がある 子どもが自分で食事ができる環境があるか（幼児：自分で食事の準備や片づけを行う環境があるか） バリアフリーを意識した構造や車いすで出入りできる出入口、便所があるか。 特別支援が必要な場合、その特性に応じて環境を工夫しているか（目印・カード等）。 ①粗大運動②微細運動③造形④音楽⑤積み木⑥絵本⑦ごっこ、役割⑧科学⑨数⑩言語・文字⑪砂、水⑫休息等
	安全	1) 安全に配慮しているか。	①玩具、遊具について安全性 ⁴ を確認しているか。		定期的な消毒を行ったり点検を行い、常に安全な玩具、遊具を提供している。
			②子どもが出かける場所・道路・公園や施設の設備の安全を確保しているか。		保育中に出かける施設（公園や散歩のルート）について、遊具や交通量の特徴を把握し、安全に子どもが活動できるよう配慮する。
			③安全管理、危機管理マニュアルを整備しているか。		災害、不審者、急病、事故、伝染病感染等、緊急時に対応するためのマニュアルを整備し、定期的に職員間で確認をしているか。それを保護者に知らせているか。
		2) 防犯・防災・緊急時対策 ⁶ があるか。	①保護者と緊急時の連絡手段・連絡網などを確認、徹底しているか。		確実な連絡方法（自宅・携帯・メール・掲示等）、連絡先（保護者・親戚・友人・勤務先等）を定期的に確認し、記録、保管しているか。
			②来訪者を確認できる（不審者侵入防止）システムがあるか。		保護者証、カードの利用、インターホンなどで訪問者全員の確認ができるようにしているか ⁷ 。
			③防犯ビデオ・防犯ヘルを設置しているか。なるべくなら警備会社等と連携しているか。		警備会社との契約（直通回線がある）、警察への直通の通報装置があることが望ましい。
3) 安全教育をしているか。		④防犯ビデオ・防犯ヘルを設置しているか。なるべくなら警備会社等と連携しているか。 ⑤防災対策について確認・実施しているか。 ⑥定期的な避難訓練を実施しているか。	前項①②を参照し、どのように対策を立て、保護者や諸機関と連携するかが明確にしている。 定期的に避難訓練（火災・地震・不審者等）を行い、職員の行動、子どもの避難方法を随時点検見直しを行っている。まだいつも同じ時間ではなく、いろんな時間を想定して訓練を行っている。		
保育内容	1) 月齢・年齢・特性に応じた保育内容を整備しているか。	①保育課程、教育課程に基づいた指導計画があるか。		自園の目指す保育に向けた保育課程・教育課程をもとに、指導計画（年・期・月・週・日）があり、それに沿った保育を行っているか。	
		②保育全般に関わる事項について配慮しているか。		子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助している。 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意している。 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助している。	
		③乳児保育に関わる事項について配慮しているか。		子どもの入所（園）時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮している。 子どもの園種や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	
		④乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、健康及び安全事項を踏まえ、適切に対応している。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。		一人一人の発達及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が体系的に関わっている。	
		⑤乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、健康及び安全事項を踏まえ、適切に対応している。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。		一人一人の発達及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が体系的に関わっている。	
		⑥乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、健康及び安全事項を踏まえ、適切に対応している。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。		一人一人の発達及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が体系的に関わっている。	

1 保育環境	保育内容	1) 月齢・年齢・特性に応じた保育内容を整備しているか。	③乳児保育に関わる事項について配慮しているか。	保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めている。 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。 個別指導計画を作成し、子どもの成長発達を見極め、計画的に保育を行い評価反省をしている。		
		④3歳未満児に関わる事項について配慮しているか。	体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士等が仲立ちとなって、友達の間で遊びのやり取りを丁寧に行っている。 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促している。 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。			
		⑤3歳以上児に関わる事項について配慮しているか。	生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮している。 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮している。 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにしている。 けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮している。 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮している。 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるように工夫している。 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにしている。 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意している。 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。			
		⑥特別支援が必要な子どもに関わる事項について配慮しているか。	特別支援を必要とする子どもの発達、行動の特徴を長期的に把握し、必要な配慮について職員間や他機関の専門職、保護者と共有し、日々の保育の中で実践している。			
		⑦日課の中に集中して活動する時間とリラックスして過ごす時間 ¹⁹ を組み込んでいるか。	戸外遊び、室内遊びがあり、子どもが遊びを選ぶ ²⁰ 環境を用意している。			
		⑧季節感や地域の行事などを大切に保育内容に配慮しているか。	季節感や地域の行事を保育内容に取り入れている。			
		⑨発達や興味に応じた保育環境が整備されているか。	自分で好きなように遊ぶことができるコーナー（センター・ゾーン）や十分な玩具が準備されている。			
		2) 食事に配慮しているか（食育）。	①食育計画を作成し、食育を行っているか。	目指す食育のねらいについて保育専門職間（栄養士・調理師・保育者）が共有しあひ食育を行っているか。 望ましい食事のマナーが身に着くための配慮や、好き嫌いの対応等、個別への配慮を保護者と共通認識で行っているか。 食事の形態（バイキング方式や配膳方法の工夫等）、環境整備（テーブルクロスや卓上の花等）の工夫を行い、食事を楽しむ、会話を楽しむ、和やかな雰囲気 ²¹ を大切にしているか。 什器（食器）の安全性（子どもにとっての使いやすさ、割れやすさ、環境ホルモンなどに配慮した物 ²² ）を用意し、子どもが自分で食事しやすいサイズ、重さ、形の食器を使っているか。 食に対する興味、関心を持ったり、食を与えられることのありがたさを感じる活動を行っている（栽培、収穫、調理等食育活動）		
		②食物アレルギーを持つ子どもへの対応は保護者の意向を伺いながら医師の診断のもとに行っているか。	医師の診断によって行う。反応する素材・症状・調理方法・その期間など、診断に応じて保護者と協議し対応していく（施設長・保育者・調理担当者）。そのための書式が整備され、記録、保管している。			
		3) 就学への準備をしているか。	①年長児では、就学のためのリズムを整えていくように、保護者とも連携しながら工夫しているか。	所（園）の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。		
		2 保育の人的環境	専門職の資質向上	1) 子ども同士のかかわりを大切にしているか。	①子ども同士のやりとりを見守っているか。	常に子どもの思いを受け止め、けんかやトラブルではお互いの気持ちを代弁する。友達の間で気持ちよく過ごすことができるように関わるとともに、年齢に応じた約束やきめこまが決められている。 子どもが人との関係の持ち方や気持ち（思いやり）が理解できるように、日ごろから心がけている（人のかかわりがテーマの物語、人形、こっこあそびをする機会がある）。
				2) 子どもと保育専門職のかかわりを大切にしているか。	①子ども集団を適切に見守っているか。	年齢や能力、子ども同士の関係性や集団の中での位置を配慮し、一人一人の子どもに対して注意を払い援助している。一人一人のよいところを日常的にみつけあうことができるクラス作りを心がける。
				②保育専門職は暖かいまなざしで子どもに関わり、子どもとの関係を育んでいるか。	毎日子どもと笑顔で接し愛情表現を（例：言葉かけ、スキンシップなど）を行っている。 望ましくない行動であっても、子どもの気持ちを尊重し、前向きにかかわることができる。	
		1) 自身が専門職としての資質向上にむけ研鑽しているか。	①保育専門職に求められる専門性と人間性を理解しているか。	子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育者としての職務及び責任の理解と自覚が大切であると常に感じている。 一人一人の職員が備えるべき知識・技術や判断及び人間性は、時間や場所、対象を限定して発揮されるものではなく、日頃の保育における言動のすべてを通して表出するものであると自覚している。 フライバーの保護者子どもとの立場に立ってそのニーズを代弁することなど、職員が持つべき倫理的な具体的な内容について理解している。		
		②職員の共通理解と協働性が大切であると理解しているか。	職員がお互いに協働し、職員全体の一員としての役割をしっかりと担っていくことが大切であると理解している。 自園で掲げている理念や方針について、職員全員が共通認識を持っている。 職員間での密な連携による保育を実践するためには、どのような保育を行うのか、その内容を自身がよく理解し、職員全員が共通理解している。 子どもの保育及び保護者支援は、保育所の方針のもとに組織される職務分担やクラス担任配置等によって計画的、組織的に実施されることから、職員同士がそれぞれの職務内容についてよく理解し合うことが必要であると理解している。			
③保育を喜びや意欲を持って取り組んでいるか。	職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たることが大切であると理解している。					

2	専門職の資質向上 保育の人的環境	2) 施設長の責務を果たしているか。	①施設長の責務とその専門性の向上が大切であると理解しているか。	所(園)の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、所(園)を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めなければならないと理解している。
		3) 専門職の専門性に関する自己評価を行うシステムがあるか。	①職員自己評価と所(園)自己評価との連動による保育の改善を図っているか。	保育の計画及び評価、保育専門職等の自己評価、及び所(園)の自己評価等を踏まえ、職員が所(園)の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作っている。 職員及び所(園)の課題を踏まえた所(園)内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めている。
		4) 専門性を高めるための体制や研修や自己研鑽の機会があるか。	①専門性を高めるための研修や自己研鑽の機会があるか。	施設長のリーダーシップのもと、保育の質について定期的、継続的に検討を行い、課題を把握し、改善のために具体的に打ち進めるような体制を構築している。 職場内研修(OJT)、職場外研修(Off-JT)、自己啓発支援(SDS)の体制があり、講義、演習、質疑応答、グループ討議、ワークショップ、研究発表、事例検討、読書会、共同研究などの研修する機会がある。
		1) 情報を適切に管理しているか。	①記録報告の書式があり、適に保管し整理されているか。 ②情報の管理は、適切な保管場所と保管方法であるか。	会議報告・研修報告・相談事例・個人記録・事故報告等に必要書類を統一し、取り扱い方が決まっている。 個人情報を含む情報の管理は徹底されている。
保育体制	2) 苦情・要望に対して迅速に対応しているか。	①苦情・要望等に迅速に対応できるシステムがあるか。	苦情解決に対する規定やマニュアルを策定し、受付窓口や対応責任者、第三者委員などを設け、迅速に解決できる体制がある。 苦情や要望に対しての回答を適切な方法で、保護者等に公表している。	
	3) 客観的評価の場があるか。	①第三者評価 ¹⁸⁾ の導入があるか。	アンケート等の方法で広く利用者等から要望や意見を聞く機会を設けており、その公表を行っている。 第三者評価を実施し、客観的な立場から園のサービス評価を行い、改善を行う機会を設けている。	

IV. 関係機関^{*1}との連携を強化する

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	ネットワーキング作り	1) 子どもと保護者主体の連携を大切にしているか。	①子どもと保護者のニーズ ²⁾ を把握しているか。 ②子育てへの共感を徹底しているか。		子どもの特性に応じ、専門機関(専門職)と連携することができる体制を整えている。(健康支援・発達支援等) 保護者のニーズに応じ、専門機関(専門職)と連携することができる体制を整えている。(健康支援・育児支援・生活支援・就労支援等) 精神的な支援、相互信頼と親和の関係(ラポール) ^{*3)} の構築を心がけている
		2) 専門職(チーム構成員)としての姿勢を理解しているか。	①専門性を活かした連携を心がけているか。		各専門職 ¹⁴⁾ の役割を詳しく認識し、どのような支援や連携が出来るかを理解している。お互いの限界を知り、その上で役割分担を行っている。 緊急時(急病・事故・事件・火災・地震等)の協力可能な関係機関の連携に努めている。
		3) 柔軟な連携を行っているか。	①こまめな連携を心がけ、形式上の連携に終わらないように心がけているか。		ボランティア ¹⁵⁾ 、NPO、その他を含めたソーシャルサポートネットワーク ¹⁶⁾ の中で、地域の人々と協働して支援の輪を広げられるように、保育専門職としての資質向上を図っている。 関係機関や地域に自園の状況や業務内容について説明をし、いつでも連携できるよう説明を行っている。 他機関からの問い合わせ、連絡に対して担当者を決め、継続して担当する体制がある。担当者がいない場合のため、補助の担当者がいて、いつでも対応する事ができる。 連携手段として、定期的 ⁷⁾ な会議 ⁸⁾ の他に、日頃から電話、FAX、インターネットを利用した連絡の方法がある。
		4) 子育て支援の拠点を心がけているか。	①地域における子育て支援を行っているか。 ②地域の問題発生予防と早期対応を行っているか。		身近な地域(校区等)レベルの身近な連携拠点となっている(育児相談・電話相談・施設、設備の開放、園庭開放・体験保育、児童ふれあい交流事業、保育体験、教育センター等)。支援内容や方法の情報を提供している。(会議の場、各種サークル活動、広報活動、ホームページ等の利用) 虐待防止や対応の取り組みがあり、要保護児童対策地域協議会との連携に努めている。
		5) 小学校との連携を心がけているか。	①小学校との連携を行っているか。		円滑な接続のため幼児と児童の交流、小学校教師との意見交換、情報交換を行う機会がある。 保育所児童保育要録、幼稚園教育要録等、就学時に小学校へ送付している。
		6) 地域との連携を心がけているか。	①地域との連携を行っているか。		地域の支援者(ボランティア)の受け入れや、協力体制がある。園行事への参加、日常保育への参加交流の機会がある。 日頃から地域の会合、活動に参加することで、地域の人との繋がりを持つようしている。
1	チーム体制	1) 情報の共有を行っているか。	①連携に必要な情報を専門職同士で共有するための工夫をしているか。		関係機関との共通理解(専門用語の定義、語句の表現、項目等)できる書式がある。 定期的に専門職間で情報交換できる機会や場がある。
		2) 利用者の自己決定 ⁹⁾ の促しがあるか。	①利用者の意思を尊重し、連携に関しての十分な説明を行っているか。 ②利用者が自己決定できるように配慮しているか。		事前説明により、利用者の合意を得ている。(専門用語は極力さげ、利用者に分かりやすい言葉で内容を説明する) 随時話し合いの機会を持ち、意思の確認を行い、希望、価値観を把握している。 話し合いの設定は参加しやすい時間を設定し、利用者の地域性 ¹⁰⁾ 、利便性 ¹¹⁾ を考えた支援を心がける。 支援内容や方法を利用者自身が選び決定できるように促している。また、必要に応じて、選択や意思決定に必要な情報を提供している。
		1) 連携及び支援の評価を定期的に行い、必要があれば見直し、改善が行われているか。	①子どもと家族の変化を把握しているか。 ②個別性への配慮 ¹²⁾ を行っているか。 ③フィードバック ¹³⁾ を実施しているか。		サービス利用によって子どもと家族にどのような変化が見られたかを把握し、次の支援に結びつけることができるか。 子どもと家族の個々の状況に応じた支援であったかの評価を行っているか。 利用者の状況 ¹⁴⁾ を定期的、随時確認し ¹⁵⁾ 、必要に応じて支援の見直しを行っているか。
2	連携による権利擁護	1) 利用者の利益、権利に配慮した対応を行っているか。	①各機関の専門職が子どもと家族の利益、権利を守るための配慮を行っているか。		子どもと家族が持つ権利について分かりやすく説明を行っている。 子どもや家族の権利と人権保障のために迅速な連携を図っている ¹⁶⁾ 。 他機関の専門職や、地域、行政に対して利用者の思いやニーズを代弁 ¹⁷⁾ している。
		2) 専門職の人権に対する意識の向上を図っているか。	①子どもと家族の権利、権利擁護に対する勉強会の開催、人権意識について周知、徹底をはかっているか。		権利擁護に関する外部研修への参加をし、研修報告書が閲覧できたり、園内研修等で職員に伝える機会がある。研修参加に対する勤務上の配慮がある ¹⁸⁾ 。 子どもの権利保障 ¹⁹⁾ について園内研修を行い、利用者の権利を考え、常に利用者に対して敬意をはらった言動を心がけている。
		3) プライバシーへの配慮を徹底しているか。	①守秘義務 ²⁰⁾ の徹底が図られているか。 ②個人情報の保護のための情報管理が徹底されているか。		援助の段階で知り得た利用者の情報について適切に管理し、情報を共有化しなければならない場合は、利用者に事前に説明し、同意を得ている。 決められた場所の保管、管理者を決める。施設をし、園外への持ち出しは禁止されている・会議等で必要な場合はルール ^{*21)} に基づき取り扱われる。